

長浜市定住自立圏形成方針

長浜市

長浜市定住自立圏形成方針

長浜市は、旧長浜市の長浜地域（以下「中心地域」という。）と、旧 6 町の虎姫地域、湖北地域、高月地域、木之本地域、余呉地域及び西浅井地域（以下「周辺地域」という。）で形成する「長浜市定住自立圏」（以下「圏域」という。）に関し、次の方針を策定する。

（目的）

第 1 条 この方針は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知）第 4 の規定によるものをいう。）を行った長浜市において、中心地域と周辺地域の機能分担のもと、これまで築き上げてきたそれぞれの地域の多彩な特性を生かしながらネットワーク化を図り、定住するために必要な諸機能を確保するとともに、自立するための経済基盤を培い、魅力あふれる圏域を形成することを目的とする。

（基本方針）

第 2 条 前条の目的を達成するために、中心地域及び周辺地域は、次の各号に掲げる政策分野について、地域の特性に応じた相互連携や機能分担を行い、圏域全体の活性化を図るものとする。

- (1) 生活機能の強化に係る政策分野
- (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野
- (3) 資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係る政策分野

（連携する具体的事項）

第 3 条 前条の基本方針に基づき、相互連携や機能分担を行う具体的な内容は、次の各号に掲げるものとし、その取組の内容及び当該取組における中心地域と周辺地域の機能は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 生活機能の強化に係る政策分野

ア 医療

（ア）地域医療体制の充実

a 取組の内容

地域医療圏の中核病院である市立長浜病院及び長浜赤十字病院の機能充実に加え、中心地域及び周辺地域の病院並びに診療所等との連携を強化する。また、へき地医療の維持確保、休日急患診療所の設備・機能等の充実などとともに、医師・看護師の人材確保に取り組む。

b 機能分担

- (a) 中心地域においては、高度医療を提供する市立長浜病院及び長浜赤十字病院等が、長浜市立湖北病院や診療所等との連携も含め安定的に医療を提供する。
- (b) 周辺地域においては、へき地医療の中核的な役割を担う長浜市立湖北病院が地域内の診療所等と連携して地域医療を提供する。

イ 福祉

(ア) 子育て支援体制の充実

a 取組の内容

一人ひとりの子どもの育ちを総合的、継続的に支援する体制づくりを推進するとともに、関係機関との連携のもと待機児童の解消や子育て支援ネットワークの充実を図るなど、地域全体で安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを推進する。

b 機能分担

(a) 中心地域においては、地域子育て支援センター事業を推進するとともに、待機児童解消に向けた民間保育園の開設支援と公立保育園の計画的な定員配置を進める。また、発達支援センターや教育センターを中心とした教育相談、発達相談等の継続的な支援を推進する。

(b) 周辺地域においては、地域子育て支援センター事業の充実とともに、地域内にある子育てサークルへの支援など交流拠点の提供を進め、見守り支えあいによる子育て支援に取り組む。また、発達支援センター等の活用を図る。

(イ) しょうがい者(児)・高齢者福祉サービスの充実

a 取組の内容

しょうがいのある人へのきめ細かな支援体制の充実と、支援拠点の整備を図る。また、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、健康づくりや生きがい対策、介護予防及び生活支援対策の推進を図るとともに、地域に密着した介護サービスの基盤整備を推進し、地域包括ケア体制の充実を図る。

b 機能分担

(a) 中心地域においては、子ども療育センター、グループホーム・ケアホーム及び重度心身しょうがい者(児)通所施設等を整備・充実するなど、圏域全体のしょうがい者(児)への支援体制を構築し施策を推進する。

また、高齢者の健康づくりや在宅支援サービスの充実、認知症ケア体制を強化するため、中心地域にある地域包括支援センターを中心として、関係機関その他の福祉団体等の連携を密にしながら高齢者支援の推進を図る。

(b) 周辺地域においては、しょうがい者が地域で働き、暮らすことができるよう、グループホーム等の整備支援を行う。また、高齢者については、周辺地域にある地域包括支援センターを中心として、身近なところでの相談・サービス提供機能を維持し、地域で活動している団体や企業と連携して、地域で支えあう地域主体の取組を推進する。

ウ 教育

(ア) 高等教育機関との連携、知的資源の活用

a 取組の内容

包括協力協定を締結している滋賀大学、長浜バイオ大学及び滋賀県立大学をはじめ、圏域内外の高等教育機関との連携を推進する。また、京都大学とのながはま0次予防コホート事業など、高等教育機関の研究フィールドとしての受入等を通じ地域振興と地域の情報発信を図る。

b 機能分担

- (a) 中心地域においては、中心市街地の活性化策や都市機能の集積のあり方検討について、圏域内外の高等教育機関等との連携を図り地域振興を進める。
- (b) 周辺地域においては、地域の自然・歴史・文化等の地域資源を活用した研究フィールドとしての受入や、過疎・中山間地域対策等について、高等教育機関と連携を図り、地域の情報発信に努める。

(イ) 教育環境の整備、充実

a 取組の内容

安全安心でよりよい教育環境を維持していくために、教育施設の整備、充実を図るとともに、学校の適正規模や適正配置について検討する。また地域に開かれ、地域の創意工夫を生かした特色ある教育に取り組む。

b 機能分担

- (a) 中心地域においては、教育振興基本計画に基づき、幼児期における就学前教育の推進や子どもの自立に向けた教育などを推進する。
- (b) 周辺地域においては、幼児期における就学前教育や子どもの自立に向けた教育を進めるほか、自然環境や歴史等の地域特性を生かし、地域に根ざした学習活動を進める。

エ 産業振興

(ア) インキュベーション施設等を活用した新たな地域産業の創出

a 取組の内容

長浜バイオ大学、長浜バイオインキュベーションセンター及び長浜サイエンスパーク立地企業等と提携して、バイオ産業を中心とした新たな地域産業の創出を図る。

b 機能分担

- (a) 中心地域においては、圏域における産業振興ビジョンに基づき、長浜サイエンスパークを中心に大学や研究機関等との産学官連携による研究開発、新技術の開発及び新事業の創出を図る。
- (b) 周辺地域においては、地域の農林水産資源とバイオテクノロジーを活かした農水商工連携による新事業創出や新商品のブランド化を図る。

(イ) 企業立地及び既存産業支援による雇用の創出

a 取組の内容

地域経済を支える地元企業の経営基盤を強化するための支援制度を充実するとともに、積極的な企業誘致に努め、雇用の場の創出を図る。

b 機能分担

(a) 中心地域においては、圏域内の工業団地や工場適地などの空き工場を中心とした、企業立地を推進する。また、既存企業の事業拡大を促進するなど、地域産業の活性化と雇用機会の増大を図る。

(b) 周辺地域においては、豊かな自然や優良農地などの優位性をふまえ、低・未利用地等を活用した企業立地を進める。

(ウ) 中心市街地の整備及び商業の振興

a 取組の内容

交流と賑わいの核となる中心市街地に都市機能を集積し、機能性の高い商業空間を形成するとともに、地域の特性を活かした商業振興を図る。

b 機能分担

(a) 中心地域においては、商業・サービス、医療、福祉、教育、居住環境など様々な都市機能の集積を図る。また、中心市街地の活性化に係る計画等に基づき、市街地の整備改善やまちなか居住を推進し、社会、経済及び文化活動の拠点としての都市魅力の向上を図る。

(b) 周辺地域においては、各駅周辺や沿道等において、商業及びサービス業の集積を図るとともに、これらの施設へのアクセス改善を図る。また、山林や田園など豊かな自然環境や観光資源を活かした産業振興を図る。

(エ) 宿泊滞在型観光の推進

a 取組の内容

豊かな自然や歴史文化など多くの地域資源を最大限に活かした取組を進めるとともに、これらを活用し新たな観光拠点の整備とネットワーク化を図る。また、グリーンツーリズムや農家民泊などをはじめとした受入体制づくり、広域観光ルートの整備や着地型観光拠点の整備を進める。

b 機能分担

(a) 中心地域においては、黒壁スクエア、豊公園、慶雲館、鉄道スクエア、竹生島等既存の観光資源を整備・活用し、圏域全体の観光入込客数の増加を図るとともに、圏域全体の地域資源の情報収集・ネットワーク化、情報発信を行う。

(b) 周辺地域においては、琵琶湖や豊かな山々の自然、観音文化、歴史との共生を素材として、中心地域との連携を図りながら、滞在型観光や農家民泊、体験型観光の受け皿づくりを進める。

(オ) 農林水産業の振興及び地場産品の流通拡大

a 取組の内容

付加価値の高い農林水産物の提供を図るとともに、地場産品のブランド化などにより、持続可能な農林水産業の振興を図る。

b 機能分担

(a) 中心地域においては、地域の特産品販売を促進するための販路拡大及び流通体系の拡大、消費拠点の整備を進める。

(b) 周辺地域においては、付加価値の高い農作物を推進し、地域ブランド商品を開発、生産する。また獣害に強い農作物の振興や6次産業化等による活力ある農業の振興、広大な森林を活用した林業振興、琵琶湖や河川等での水産振興を図る。

オ 防災体制の整備

(ア) 防災体制の整備

a 取組の内容

圏域全域の防災行政無線について、防災情報を一元的に収集・伝達することにより、確実に安定した地域防災システムの構築を図る。

b 機能分担

(a) 中心地域においては、危機管理部門を中心とした危機管理マニュアルの更新や、防災行政無線の維持を図る。

(b) 周辺地域においては、保守体制を築き、安定した防災行政無線を維持する。

カ ライフラインの整備

(ア) 水道の整備・統合

a 取組の内容

地域水道ビジョンに基づき、上水道事業の統合を進めるなど、安全安心な水道水の安定供給と水道事業の健全経営に取り組む。

b 機能分担

(a) 中心地域においては、基幹浄水施設の機能強化や排水施設の整備、老朽施設の更新等を行い、水質の改善、安定給水能力の向上等を図る。

(b) 周辺地域においては、各地域の上水道事業の統合や簡易水道施設の更新・統合を行うなど段階的に運営基盤の強化を図る。

(2) 結びつきやネットワーク強化に係る政策分野

ア 地域公共交通

(ア) 持続可能な公共交通の維持確保

a 取組の内容

圏域全域にＪＲの鉄道駅が設置されており、圏域内あるいは圏域外への移動手段の確保として、ダイヤの充実を図る。また地域内における路線バス、デマンドタクシー等の２次交通については、通勤・通学・買い物・通院等日常生活における利便性の確保と持続可能な運行体系の構築を図る。

b 機能分担

- (a) 中心地域においては、圏域内外への移動手段であるＪＲ北陸本線のダイヤ充実に向けた鉄道利用促進を図るとともに、ＪＲ長浜駅から圏域内の主要施設への公共交通体系を確保し、圏域全体の利便性の向上を図る。また、長浜駅を起点として中心地域を循環する路線バスを確保するとともに、路線バスと効率的に接続するデマンドタクシーの継続運行を図る。
- (b) 周辺地域においては、地域内の路線バスの路線及び運行体系等の見直しやデマンドタクシーの導入などを含め、地域の実情やニーズに即した効率的で利用しやすい交通手段を確保する。

イ 交通インフラの整備

(ア) 生活幹線道路等の整備

a 取組の内容

市民生活、産業活動に密接に関わる中心地域と周辺地域を結ぶ主要な幹線道路を整備し、国県道へのアクセスをスムーズにし、快適で安全安心な道路整備を図る。

b 機能分担

- (a) 中心地域においては、幹線道路については、周辺地域からのアクセスを確保するため、北陸自動車道、国道８号、国道３６５号、主要地方道などの主要幹線道路との円滑な接続と道路機能の充実を図る。生活道路については、幹線道路等への円滑な接続が可能となるよう安全で利便性の高い道路整備を図る。
- (b) 周辺地域においては、主要幹線である国道８号、国道３０３号、国道３６５号や主要地方道の整備を図る。生活道路については、市民生活の安心安全を守るため、交通安全の確保、特に冬季における円滑な道路網を整備するとともに、幹線道路までの円滑な接続が可能な道路整備を図る。

ウ 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消

(ア) 圏域内における地場産品の消費推進

a 取組の内容

圏域内の直売施設等を通じた消費の拡大や学校給食等に地元食材を積極的に導入するなど、圏域における地産地消の拡大を図る。

b 機能分担

- (a) 中心地域においては、圏域全体で行う農水産物等の販売促進や消費の場の充実を図る。また、生産者と学校給食センターの需給の調整を行う仕組みを確立し、学校給食におけるさらなる地産地消の促進を図る。
- (b) 周辺地域においては、生産者の育成や新鮮な農作物の生産・供給を促進する。また、道の駅・湖北みずどりステーション、塩津海道あちかまの里等の大規模直売施設を活用し、地産地消を進めるとともに、地域の農産品に関する情報発信を行う。

(3) 資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係る政策分野

ア 人材育成

(ア) 職員の育成

a 取組の内容

地域の課題解決に向けて、政策形成能力を持つ職員の育成（デジタル人材その他の専門人材の育成を含む。）に取り組む。

b 機能分担

- (a) 中心地域においては、地域課題の解決や政策形成・実行能力の強化のため、外部講師による研修やグループ研修、派遣研修等各種研修を実施する。
- (b) 周辺地域においては、地域特有の課題解決に向け、職員の政策形成能力等の育成強化に向けて、外部研修等への積極的な参加により、人材の育成を図る。

(イ) 市民活動支援の拡充

a 取組の内容

各種市民団体や地域づくり協議会などへの活動支援や活動の場づくりを進めるほか、地域間の連携強化や相互交流など圏域全体でネットワークを構築する。

b 機能分担

- (a) 中心地域においては、地域づくり団体の設立や活動支援を行うとともに、圏域内の他の市民活動団体との連携強化を図るための支援を行う。また、地域づくり協議会による地域の主体的なまちづくりが推進されるよう、その仕組みを確立する。
- (b) 周辺地域においては、各地域の連携を深めた市民活動への参画・協働を推進するとともに、地域づくり協議会の活動について、必要な支援を行う。

イ 施設整備

(ア) 圏域内の公共施設の集約化・共同利用等

a 取組の内容

公共施設の集約化・共同利用等に係る連携を進める。

b 機能分担

中心地域・周辺地域が相互に連携、補完し合うとともに、施設の規模や機能、

施設間の距離、交通利便性、地形的条件などを総合的に検討し、合併前の旧市町の行政区域にとらわれない施設の配置や集約化・共同利用等を進める。

(その他)

第4条 この方針に掲げる取組について必要な事項は、市長が別に定める。